



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 11 日 (金)
号外第 18 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (9) (自治振興課) 4
	鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (10) (医療政策課) 6
	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則等の一部を改正する規則 (11) (〃) 9
	鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則 (12) (農業大学校) 25
	鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則 (13) (県土総務課) 27
◇ 人委規則	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 (2) (給与課) 28
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則 (3) (〃) 31

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県税条例の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、書面による本人確認情報の開示を受ける場合に負担すべき費用の額を定める。

2 規則の概要

(1) 地方税法若しくは鳥取県税条例による県税の賦課徴収又は犯則事件の調査に関する事務について定めた規定中、引用している鳥取県税条例の根拠条項を改める。

(2) 書面による本人確認情報の開示を受ける場合に負担すべき当該書面の作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。

ア 書面の作成に要する費用 1枚につき10円

イ 書面の送付に要する費用 送付に要する実費の額

(3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成23年4月1日とする。

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

理学療法士等養成施設に係る修学生であった者等の子育て環境の向上に寄与するため、理学療法士等修学資金の返還の債務の履行猶予の条件に修学生であった者等が自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しなくなった場合を加える等の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 理学療法士等修学資金の返還の債務の履行猶予の条件に、理学療法士等養成施設に係る修学生であった者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内において理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の業務に従事しなくなったものが、自らの妊娠を理由として当該業務に従事しなくなった日から出産の日までの間、出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間又は3歳に達しない子を養育している間のいずれかにあるときを加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県医師養成確保奨学金、鳥取県医師海外留学資金貸付金及び鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金に係る奨学生であった者等の子育て環境の向上に寄与するため、これらの奨学金等の返還の債務の履行猶予の条件に自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内の病院等を退職した場合等を加える等の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県医師養成確保奨学金、鳥取県医師海外留学資金貸付金及び鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金の返還の債務の履行猶予の条件に、奨学生であった者等であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として県内の病院等を退職したものが、自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間、出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間又は3歳に達しない子を養育している間のいずれかにあるときを加える。

(2) (1)の奨学金及び貸付金の返還の債務の履行猶予の条件に、奨学生であった者等が育児休業又は介護休業を取得したときを加える。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立農業大学校における実践的な教育を拡充するため、養成課程の授業科目及び授業時間数の基準の見直しを行う。

2 規則の概要

(1) 養成課程の授業科目及び授業時間数の基準を改める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

入札制度の見直しを検討しているため、平成21年度及び平成22年度において付与した入札参加資格の有効期間を入札制度の改正を行うまで延長するものとする。

2 規則の概要

(1) 平成21年度及び平成22年度において付与された入札参加資格の有効期間については、知事が別に定める期限までとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第2条の規則で定める事務）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 地方税法（昭和25年法律第226号）若しくは鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）による県税の賦課徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）及び地方税法第48条に規定する徴収又は滞納処分に関する次に掲げる者（当該者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含む。以下同じ。）である場合は、当該法人（当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）した場合には当該分割により事業を継承した法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）又は清算人）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 鳥取県税条例第137条の2第1項第1号に規定する身体障害者等又は当該身体障害者等と生</p>	<p>（条例第2条の規則で定める事務）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 地方税法（昭和25年法律第226号）若しくは鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）による県税の賦課徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）及び地方税法第48条に規定する徴収又は滞納処分に関する次に掲げる者（当該者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含む。以下同じ。）である場合は、当該法人（当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）した場合には当該分割により事業を継承した法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）又は清算人）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 鳥取県税条例第137条第4号に規定する身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にす</p>

<p>計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者 (2)及び(3) 略 6～22 略</p> <p>(開示の方法) 第4条 法第30条の37第2項の規定による書面による開示(次条において「書面開示」という。)は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。</p> <p>(費用負担の額) 第4条の2 書面開示を受ける者が条例第7条の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。 (1) 書面の作成に要する費用 1枚につき10円 (2) 書面の送付に要する費用 送付に要する実費の額</p>	<p>る者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者 (2)及び(3) 略 6～22 略</p> <p>(開示の方法) 第4条 法第30条の37第2項本文の規定による書面による開示は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。</p>
--	--

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則（昭和49年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（返還債務の履行の猶予）</p> <p>第11条 知事は、<u>修学生であった者（修学資金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 前号の場合に該当する修学生であった者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該業務に従事しなくなったものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。</u></p> <p><u>ア 自らの妊娠を理由として業務に従事しなくなった日から出産の日までの間</u></p> <p><u>イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間</u></p> <p><u>ウ 3歳に達しない子を養育している間（イに掲げる期間を除く。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（延滞金）</p> <p>第12条 <u>修学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返</u></p>	<p>（返還債務の履行の猶予）</p> <p>第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（延滞金）</p> <p>第12条 修学生は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日</p>

還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第13条 修学生又は修学生であった者(以下この条において「修学生等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)~(7) 略

(8) 第11条第1項第3号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届(様式第14号)

(9) 就業場所を移転したとき。 就業場所移転届(様式第15号)

(10) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務を廃止したとき。 業務廃止届(様式第16号)

(11) 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき。 連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第17号)

2 連帯保証人は、修学生等が死亡したときは、死亡届(様式第18号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生等は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第19号)を知事に提出しなければならない。

様式第6号(第11条関係)

略

注 鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則第11条第1項第3号に該当して申請書を提出する場合においては、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの間の通算した期間を記入できること。

様式第13号(第13条関係) 略

様式第14号(第13条関係)

養育状況等変更届

の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第13条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)~(7) 略

(8) 就業場所を移転したとき。 就業場所移転届(様式第14号)

(9) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務を廃止したとき。 業務廃止届(様式第15号)

(10) 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき。 連帯保証人氏名(住所)変更届(様式第16号)

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、死亡届(様式第17号)を知事に提出しなければならない。

3 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定等連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届(様式第18号)を知事に提出しなければならない。

様式第6号(第11条関係)

略

様式第13号(第13条関係) 略

年 月 日 職 氏 名 様 修学生 住 所 氏 名	
<p>修学資金の返還猶予に係る子の養育状況等について変更が生じたので、鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
1 決定番号 第 号 2 届出の事由が発生した年月日 年 月 日 3 変更事項	
様式第15号（第13条関係） 略	様式第14号（第13条関係） 略
様式第16号（第13条関係） 略	様式第15号（第13条関係） 略
様式第17号（第13条関係） 略	様式第16号（第13条関係） 略
様式第18号（第13条関係） 略	様式第17号（第13条関係） 略
様式第19号（第13条関係） 略	様式第18号（第13条関係） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則等の一部を改正する規則

(鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則(平成17年鳥取県規則第119号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第12条 知事は、奨学生であった者(奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第1条の県内の病院等において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院等を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。</u></p> <p><u>ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間</u></p> <p><u>イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間</u></p> <p><u>ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)</u></p> <p>(3) <u>育児休業を取得したとき。</u></p> <p>(4) <u>介護休業を取得したとき。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(延滞金)</p>	<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第12条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(延滞金)</p>

第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第14条 奨学生及び奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 病院等において医師の業務に従事したとき (勤務している病院等を変更した場合を含む。) 就業届 (様式第15号)

(11) 勤務していた病院等を退職したとき 病院等退職届 (様式第16号)

(12)及び(13) 略

(14) 第12条第1項第2号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届 (様式第21号)

(15) 育児休業を取得したとき 育児休業届 (様式第22号)

(16) 介護休業を取得したとき 介護休業届 (様式第23号)

2及び3 略

様式第5号 (第12条関係)

奨学金返還猶予申請書

職 氏 名 様

奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

第13条 奨学生は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 病院等において医師の業務に従事したとき (就業場所を変更した場合を含む。) 就業届 (様式第15号)

(11) 就業場所を退職したとき 就業場所退職届 (様式第16号)

(12)及び(13) 略

2及び3 略

様式第5号 (第12条関係)

奨学金返還猶予申請書

職 氏 名 様

奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所
氏 名 ,
電話番号

保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ,
電話番号

略

注 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第12条第1項第2号に該当して申請書を提出する場合には、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの間の通算した期間を記入できること。

様式第15号(第14条関係)

就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
勤務している病院等	名 称	
	所在地	

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称
代表者 ,

様式第16号(第14条関係)

病院等退職届

職 氏 名 様

住 所
氏 名 ,
電話番号

保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ,
電話番号

略

様式第15号(第14条関係)

就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
就業施設	名 称	
	所在地	

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

就業施設名
雇用主氏名 ,

様式第16号(第14条関係)

就業場所退職届

職 氏 名 様

勤務していた病院等を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
勤務していた病院	名 称	
等	所在地	

上記のとおり勤務していたことを証明します。

年 月 日

勤務していた病院等の名称
代表者

様式第17号(第14条関係)

業務廃止届

職 氏 名 様

医師としての業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
業務廃止前に勤務していた病院	名 称	
等	所在地	

様式第19号(第14条関係)

死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

就業場所を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
就業していた施設	名 称	
	所在地	

上記のとおり就業していたことを証明します。

年 月 日

就業施設名
雇用主氏名

様式第17号(第14条関係)

業務廃止届

職 氏 名 様

医師としての業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
業務廃止前に就業していた施設	名 称	
	所在地	

様式第19号(第14条関係)

死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略
勤務していた 病院等の名称
略

添付書類 略

様式第20号（第14条関係） 略

様式第21号（第14条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

奨学金の返還猶予に係る子の養育状況等について変更が生じたので、鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

決 定 番 号	第 号
届出の事由が発生した年月日	年 月 日
変 更 事 項	

様式第22号（第14条関係）

育児休業届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

育児休業を取得したので、鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとおり届

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略
就 業 の 場 所
略

添付書類 略

様式第20号（第14条関係） 略

け出ます。

決 定 番 号	第 号
育児休業期間	年 月 日から 月 日まで
勤務している病院等の名称及び所在地	

上記のとおり証明します。
年 月 日
勤務している病院等の名称
代表者 氏 名 ,

様式第23号(第14条関係)

介護休業届
年 月 日

職 氏 名 様
奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

介護休業を取得したので、鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

決 定 番 号	第 号
介護休業期間	年 月 日から 月 日まで
勤務している病院等の名称及び所在地	

上記のとおり証明します。
年 月 日
勤務している病院等の名称
代表者 氏 名 ,

(鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則(平成21年鳥取県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下この条にお

いて「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第14条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p><u>(1) 第1条の知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。</u></p> <p><u>ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間</u></p> <p><u>イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間</u></p> <p><u>ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)</u></p> <p>(2) <u>育児休業を取得したとき。</u></p> <p>(3) <u>介護休業を取得したとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたととき。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(届出)</p> <p>第16条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p><u>(8) 第14条第1項第1号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届(様式第18号)</u></p> <p><u>(9) 育児休業を取得したとき 育児休業届(様式第19号)</u></p> <p><u>(10) 介護休業を取得したとき 介護休業届(様式第20号)</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>様式第8号(第14条関係)</p>	<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第14条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたととき。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(届出)</p> <p>第16条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>様式第8号(第14条関係)</p>

鳥取県医師海外留学資金貸付金返還猶予申請書

鳥取県医師海外留学資金貸付金返還猶予申請書

職 氏 名 様

職 氏 名 様

鳥取県医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

鳥取県医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

年 月 日

借受者 郵便番号

借受者 郵便番号

住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

連帯保証人 郵便番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

保証人 郵便番号

保証人 郵便番号

住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

略

略

注 鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則第14条第1項第1号に該当して申請書を提出する場合には、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの間の通算した期間を記入できること。

様式第16号（第16条関係）

様式第16号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者死亡届

鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者死亡届

職 氏 名 様

職 氏 名 様

借受者が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

借受者が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

年 月 日

連帯保証人 郵便番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

住 所

氏 名

氏 名

電話番号

電話番号

略

略

勤務していた病院の名称	
略	

添付書類 略

様式第17号（第16条関係） 略

様式第18号（第16条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

貸付金の返還猶予に係る子の養育状況等について変更が生じたので、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

決定番号	第 号
届出の事由が発生した年月日	年 月 日
変更事項	

様式第19号（第16条関係）

育児休業届

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

育児休業を取得したので、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

決定番号	第 号
育児休業期間	年 月 日から 年 月 日まで

就業の場所	
略	

添付書類 略

様式第17号（第16条関係） 略

	で						
勤務している 病院の名称							
<p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">勤務している病院の名称 代表者 氏 名 ,</p>							
<p><u>様式第20号（第16条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">介護休業届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">借受者 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号</p> <p>介護休業を取得したので、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">決 定 番 号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>介護休業期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで で</td> </tr> <tr> <td>勤務している 病院の名称</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">勤務している病院の名称 代表者 氏 名 ,</p>		決 定 番 号	第 号	介護休業期間	年 月 日から 年 月 日まで で	勤務している 病院の名称	
決 定 番 号	第 号						
介護休業期間	年 月 日から 年 月 日まで で						
勤務している 病院の名称							

（鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の一部改正）

第3条 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則（平成21年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対

応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第12条 知事は、<u>奨学生であった者(奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 第1条の県内の病院等において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院等を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。</u></p> <p><u>ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間</u></p> <p><u>イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間</u></p> <p><u>ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)</u></p> <p>(3) <u>育児休業を取得したとき。</u></p> <p>(4) <u>介護休業を取得したとき。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたととき。</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第12条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたととき。</u></p> <p>2及び3 略</p>
<p>(延滞金)</p> <p>第13条 <u>奨学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第13条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>
<p>(届出)</p> <p>第14条 <u>奨学生及び奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) <u>病院等において医師の業務に従事したとき(勤務している病院等を変更した場合を含む。)</u> 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届(様式第15号)</p>	<p>(届出)</p> <p>第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) <u>病院等において医師の業務に従事したとき(就業場所を変更した場合を含む。)</u> 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届(様式第15号)</p>

(11) 勤務していた病院等を退職したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生病院等退職届
(様式第16号)

(12)及び(13) 略

(14) 第12条第1項第2号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届(様式第21号)

(15) 育児休業を取得したとき 育児休業届(様式第22号)

(16) 介護休業を取得したとき 介護休業届(様式第23号)

2及び3 略

様式第5号(第12条関係)

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金
返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

略

注 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則第12条第1項第2号に該当して申請書を提出する場合においては、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの間の通算した期間を記入できること。

(11) 就業場所を退職したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業場所退職届(様式第16号)

(12)及び(13) 略

2及び3 略

様式第5号(第12条関係)

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金
返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

略

様式第15号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
勤務して	名 称	
いる病院等	所在地	

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称
代表者

様式第16号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生
病院等退職届

職 氏 名 様

勤務していた病院等を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

様式第15号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
就業施設	名 称	
	所在地	

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

就業施設名
雇用主氏名

様式第16号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生
就業場所退職届

職 氏 名 様

就業場所を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
勤務していた病院	名 称	
等	所在地	

上記のとおり勤務していたことを証明します。

年 月 日

勤務していた病院等の名称
代表者

様式第17号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生業務廃止届

職 氏 名 様

医師としての業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
業務廃止前に勤務	名 称	
していた病院等	所在地	

様式第19号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所

略		
就業していた施設	名 称	
	所在地	

上記のとおり就業していたことを証明します。

年 月 日

就業施設名
雇用主氏名

様式第17号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生業務廃止届

職 氏 名 様

医師としての業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
業務廃止前に就業	名 称	
していた施設	所在地	

様式第19号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所

氏 名
電話番号

略	
勤務してい た病院等の 名称	
略	

添付書類 略

様式第20号（第14条関係） 略

様式第21号（第14条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

奨学金の返還猶予に係る子の養育状況等について変更が生じたので、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

決 定 番 号	第 号
届出の事由が発生した年月日	年 月 日
変 更 事 項	

様式第22号（第14条関係）

育児休業届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

育児休業を取得したので、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次の

氏 名
電話番号

略	
就業の場所	
略	

添付書類 略

様式第20号（第14条関係） 略

とお届け出ます。

決 定 番 号	第 号
育 児 休 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務している病院 等の名称	

上記のとおり証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称

代表者 氏 名 ,

様式第23号（第14条関係）

介護休業届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

介護休業を取得したので、鳥取県臨時特例医師確保
対策奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次の
とお届け出ます。

決 定 番 号	第 号
介 護 休 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務している病院 等の名称	

上記のとおり証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称

代表者 氏 名 ,

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
科目	授業内容	授業時間数	科目	授業内容	授業時間数
教養科目	情報処理基礎・統計学 ・外国語・農村社会と文化・農村社会とコミュニケーション・体育 ・経済学原論・くらしと法律	160以上	教養科目	情報処理基礎・統計学 ・外国語・農業と文化 ・農民文学・体育・工芸文化・経済原論・くらしと法律	208以上
専門科目	共通科目 農業政策・農業組織論 ・農業経済・農産物貿易と流通・環境保全と農林業・土壌肥料・病害虫概論・作物概論・園芸概論・畜産概論・鳥獣被害対策・食品製造管理・販売マーケティング・農業簿記・経営計画・税法・農家経営・農業法人経営・農業機械基礎・情報処理演習・農業基礎実習・流通販売実習・農業機械演習・土壌診断実習・生物工学実験・農産物加工実習・特別講義	560以上	専門科目	共通科目 農学原論・作物概論・園芸概論・畜産概論・農業基礎実習・簿記基礎・土壌肥料・農薬学 ・作物保護・植物生理 ・環境保全と農林業・農業気象・農業機械・食品衛生・鳥獣被害対策・生物工学・土壌診断・農産物加工・森林管理・農業経済・情報処理演習・農業簿記・農業政策・税法・農産物貿易と流通・農業経営管理・販売マーケティング・財務分析・経営計画・農業組織論・農業法人・農業金融	672以上
専攻科目	果樹 農薬学・植物生理・農業気象・果樹各論・果樹経営・果樹病害虫・	2,108以上	専攻科目	果樹 果樹各論・果樹経営・果樹病害虫・専攻ゼミ・果樹栽培実習・農家	1,948以上

		果樹専攻ゼミナール・ 果樹栽培実習・農家等 留学研修・卒業論文・ 経営計画設計演習				等留学研修・卒業論文 ・経営計画設計演習	
	野菜	農薬学・植物生理・農 業気象・野菜各論・野 菜経営・野菜花き病害 虫・野菜専攻ゼミナ ール・野菜栽培実習・農 家等留学研修・卒業論 文・経営計画設計演習	2,108以上		野菜	野菜各論・野菜経営・ 野菜病虫害・専攻ゼミ ・野菜栽培実習・農家 等留学研修・卒業論文 ・経営計画設計演習	1,948以上
	花き	農薬学・植物生理・農 業気象・花き各論・花 き経営・野菜花き病害 虫・花き専攻ゼミナ ール・花き栽培実習・農 家等留学研修・卒業論 文・経営計画設計演習	2,108以上		花き	花き各論・花き経営・ 花き病虫害・専攻ゼミ ・花き栽培実習・農家 等留学研修・卒業論文 ・経営計画設計演習	1,948以上
	作物	農薬学・植物生理・農 業気象・作物各論・作 物経営・作物病虫害・ 作物専攻ゼミナール・ 作物栽培実習・農家等 留学研修・卒業論文・ 経営計画設計演習	2,108以上		作物	作物各論・作物経営・ 作物病虫害・専攻ゼミ ・作物栽培実習・農家 等留学研修・卒業論文 ・経営計画設計演習	1,948以上
	畜産	家畜飼養管理・受精卵 移植・飼料作物・家畜 衛生・家畜審査・家畜 育種・畜産経営・家畜 栄養・人工授精・畜産 専攻ゼミナール・畜産 実習・農家等留学研修 ・卒業論文・経営計画 設計演習・家畜繁殖・ 山陰の酪農・家畜生理	2,108以上		畜産	家畜飼養管理・受精卵 移植・飼料作物・家畜 衛生・家畜審査・家畜 育種・畜産経営・家畜 栄養・人工受精・専攻 ゼミ・畜産実習・農家 等留学研修・卒業論文 ・経営計画設計演習	1,948以上
略				略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、鳥取県立農業大学校の養成課程に在籍していた者であって施行日以後引き続き当該課程に在籍するものに係る授業科目及び授業時間数の基準については、改正後の鳥取県立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 略 （経過措置等）	1 略 （経過措置等）
2～4 略	2～4 略
5 <u>平成21年度及び平成22年度</u> において第6条の規定により付与された入札参加資格の有効期間については、第7条第1項の規定にかかわらず、同項中「入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日」とあるのは「知事が別に定める期限」とし、「入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日」とあるのは「知事が別に定める期限」とする。	5 <u>平成19年度及び平成20年度</u> において第6条の規定により付与された入札参加資格の有効期間については、第7条第1項の規定にかかわらず、同項中「入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日」とあるのは「知事が別に定める期限」とし、「入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日」とあるのは「知事が別に定める期限」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第2号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（定時制通信教育手当の支給）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 勤務しなかった場合（給与条例第12条の2第1号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第15条の表第1号の場合を除く。）</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>（定時制通信教育手当の支給）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 定時制通信教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 勤務しなかった場合（給与条例第12条の2第1号の場合及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。<u>以下「勤務時間規則」という。</u>）第15条の表第1号の場合を除く。）</p> <p>4 及び 5 略</p> <p><u>第19条の4 給与条例第13条第4項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。</u></p> <p><u>（1） 正規の勤務時間（勤務時間条例第9条第1項及び県費負担教職員勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第3条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日</u></p> <p><u>ア 当該月における日曜日</u></p> <p><u>イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則</u></p>

第3条第2項及び県費負担教職員の勤務時間、
休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員
会規則第17号。以下「県費負担教職員勤務時間
規則」という。）第3条第2項に規定する週休
日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜
日であるものに限る。）により週休日（勤務時
間条例第3条第1項及び県費負担教職員勤務時
間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。
以下同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月において
その期間の全部を勤務時間条例第4条第1項若し
しくは第7条第1項又は県費負担教職員勤務時間
条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として
勤務した者（当該月における週休日（勤務時間
条例第4条若しくは第7条又は県費負担教職員勤
務時間条例第4条の規定により週休日とされた日
に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当
該月における日曜日の日数に満たない職員その他
人事委員会が定める職員を除く。）次に掲げる日
ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に
定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である
場合 当該月における原週休日のうち、職員
の勤務状況等を考慮して任命権者が定める4
日の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である
場合 当該月における原週休日のうち、職員
の勤務状況等を考慮して任命権者が定める5
日の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則
第3条第2項及び県費負担教職員勤務時間規則
第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、
勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分
に応じそれぞれ次に定める日であるものに限
る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月に
おける日曜日の日数が4である場合 当該月
における原週休日のうち、任命権者がア(ア)
により定めた4日の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月に
おける日曜日の日数が5である場合 当該月
における原週休日のうち、任命権者がア(イ)
により定めた5日の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲
げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める

目

第19条の4 給与条例第13条第4項に規定する第1項勤務及び第3項勤務の時間の合計時間が1箇月について60時間を超えた日後に給与条例第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に異動のあった職員に対して、勤務時間条例第10条の2第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第8条の2第1項の規定によりこれらの項に規定する時間外勤務代休時間を指定する場合の時間外勤務手当の額の算定に当たっては、給与条例第13条第5項に規定する時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間については、同条第4項の規定の適用を受ける時間のうち、当該異動前の時間であって先に勤務したもから順次時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。この場合において、異動が2以上あったときは、同項の規定の適用を受ける時間のうち、先の異動前の時間であって先に勤務したもから順次時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第3号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(特別休暇) 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		(特別休暇) 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
略		略	
(15) 夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間	(15) 夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第10条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間
略		略	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
略		略	
(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する <u>5日</u> の範囲内の期間	(15) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する <u>4日</u> の範囲内の期間
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。